

No.	定期報告基本台帳連絡票										東京都 多摩建築指導事務所										区・市									
建物名称											所有者 住所名	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号																		
建物所在地 (地名地番)	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号											〒 区 市 郡 町 丁目 番 号																		
建物所在地 (住居表示) (分かる範囲で記入)	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号											Tel																		
建物規模	地下	地上	階	階	建築面積	延べ面積	m ²	m ²	建築設備 (該当設備に○を付ける。)																					
用途	*階別用途の記載欄あり		構造		RC造・SRC造・S造 その他()					随時閉鎖又は作動する防火設備 (該当設備に○を付ける。)																				
確認年月日 及び番号	建築	年 月 日		第TBTC		号		建築物の階別概要 *記載欄が足りない場合は別紙に記載する。																						
	昇降機	年 月 日		第		号		階	面積	用途																				
最終変更 確認年月日 及び番号	建築	年 月 日		第		号																								
	昇降機	年 月 日		第		号																								
※完了検査 年月日	建築	年 月 日		第		号																								
	昇降機	年 月 日		第		号																								
※検査済証交付年月日及び番号		年 月 日		第		号																								
備考																														
株式会社東京建築検査機構																														
										※特定建築物(該当用途コード番号に○を付ける。)																				
										11	12	13	14	15	21*1	21*2	21*3	22	23	24	28	31	32	33	34	40	41	29	49	

※欄は、行政庁で記入する。

21*1…病院、診療所 21*2…政令指定の児童福祉施設等(就寝) 21*3…特行指定の児童福祉施設等
29…防火設備のみの病院、診療所 49…防火設備のみの児童福祉施設等(就寝)

建築物の階別概要

階	面積	用途	階	面積	用途

備考

定期報告対象建築物・建築設備等及び報告時期一覧

	用 途	階又は規模	用途 コード	報告時期
特 殊 建 築 物 等	劇場、映画館又は演芸場	A>200㎡ 又は 主階が1階にないもので A>100㎡	11	毎年の11月1日から 翌年の1月31日まで (毎年報告)
	観覧場（屋外観覧席のものを除く）公会堂又は集会場	F≥3階 又は A>200㎡ (平屋建て、かつ客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	12	
	旅館又はホテル	F≥3階 かつ A>2,000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F≥3階 かつ A>3,000㎡	14	
	地下街	A>1,500㎡	15	
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）又は児童福祉施設等	F≥3階 又は A>300㎡ (平屋建て、かつ床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	21	平成28年の5月1日から 10月31日まで (3年ごとの報告)
	旅館又はホテル（用途コード13のものを除く）		22	
	学校又は体育館		23	
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	F≥3階 又は A>2,000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表（用途コード34を除く）に掲げられている用途の複合建築物	F≥5階 かつ A>1,000㎡	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗（用途コード14のものを除く）	F≥3階 又は A>500㎡	31	平成29年の5月1日から 10月31日まで (3年ごとの報告)
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	地階 若しくは F≥3階 又は A>500㎡	32	
	複合用途建築物（用途コード28及び34のものを除く）	F≥3階 又は A>500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	A>1,000㎡ (5階建て以上、かつ、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち、F≥3階の階にあるものに限る)	34	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F≥5階 かつ A>1000㎡	40	
建 築 設 備	換気設備（自然換気設備を除く）	上記の特殊建築物等に設けるもの		毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) (遊戯施設等は、6ヶ月ごとに報告)
	排煙設備（排煙機又は送風機を有するもの）			
	非常用の照明装置			
	給水又は排水の配管設備 (給水タンク等を設けるもの)			
昇 降 機 等	エレベーター（労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く）			
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）			
	遊戯施設等（常用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む）			

(注意)

1. F≥3階、F≥5階、地階若しくはF≥3階とは、3階以上の階、5階以上の階又は地階でそれぞれ、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
2. Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
3. 共同住宅の住戸内は、特殊建築物等及び建築設備の調査・検査の報告対象から除かれます。
4. 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
5. 昇降機のうち、一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。
6. 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告をする必要はありません。
7. 用途・規模等、初回免除の考え方等については、東京都都市整備局HPを併せて御覧下さい。
(検索キーワード： 東京都 定期報告)